⑿　飲料用金属缶に係る再生資源

①　飲料用金属缶（スチール缶及びアルミニウム缶をいう。以下同じ。）は、再生地金の生産に必要なエネルギーが鉱石から地金を生産する場合に比べて低い等、再生資源としての利用に適した特性を有していること等に鑑み、飲料用金属缶を製造する事業者、金属缶に飲料を充塡する事業者及び飲料が充塡された金属缶であって自ら輸入したものを販売する事業者は、スチール缶とアルミニウム缶の識別表示、タブが本体から分離しない構造の採用等により、飲料用金属缶の再生資源としての利用の促進に努めること。特にアルミニウム缶については、他の物質が混入した場合に再生資源としての利用が著しく困難になるため、飲料用金属缶を製造する事業者等は、それぞれの役割に応じ、普及・啓発等による分別回収の促進に努めること。

②　飲料用金属缶を再生資源として利用する事業者等は、使用された金属缶の再生資源としての利用の促進を図るため、再生地金の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備、再生資源としての利用に適した素材の開発等を推進するとともに、スチール缶に係る再生資源の安定的引取体制の整備を図ること。

③　金属缶に充塡された飲料を販売する事業者はその事業形態に応じ、店舗等における材質ごとの分別回収の促進により、また、消費者は事業者の取組への協力等を通じ、それぞれ飲料用金属缶の回収の促進に努めること。その際、消費者及び金属缶に充塡された飲料を販売する事業者は、異物を混入しないで飲料用金属缶を排出するよう努めること。また、国及び地方公共団体は、これら回収を促進するよう普及・啓発を行うこと。

⒀　プラスチック

①　（略）

②　プラスチック製容器包装を製造する事業者（その事業の用に供するためにプラスチック製容器包装の製造を発注する事業者を含む。）は、脱炭素化再生資源の利用の促進を図るため、プラスチック製容器包装の製造（その事業の用に供するために発注して製造することを含む。）に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

プラスチック製容器包装に入れられ、又はプラスチック製容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者（外国において自ら当該プラスチック製容器包装を製造する者若しくはその製造を発注する者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該プラスチック製容器包装の素材、構造、自己商標の使用等に関する指示を行う者に限る。）は、プラスチック製容器包装の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされたプラスチック製容器包装を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

③　使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の原料として利用することが可能であることに鑑み、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業者は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造に当たって、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用の拡大に努めること。

硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙（以下「塩化ビニル製建設資材」という。）を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者は、これらの分別回収を促進するため、材質表示を行うことに努めること。

⒁～⒇　（略）

⑿　飲料用金属缶に係る再生資源

①　飲料用金属缶（スチール缶及びアルミニウム缶をいう。以下同じ。）は、再生地金の生産に必要なエネルギーが鉱石から地金を生産する場合に比べて低い等、再生資源としての利用に適した特性を有していること等にかんがみ、飲料用金属缶を製造する事業者若しくは金属缶に飲料を充てんする事業者又は飲料が充てんされた金属缶であって自ら輸入したものを販売する事業者は、スチール缶とアルミニウム缶の識別表示、タブが本体から分離しない構造の採用等により、飲料用金属缶の再生資源としての利用の促進に努めること。特にアルミニウム缶については、他の物質が混入した場合に再生資源としての利用が著しく困難になるため、飲料用金属缶を製造する事業者等は、それぞれの役割に応じ、普及・啓発等による分別回収の促進に努めること。

②　飲料用金属缶を再生資源として利用する事業者等は、使用された金属缶の再生資源としての利用の促進を図るため、再生地金の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備、再生資源としての利用に適した素材の開発等を推進するとともに、スチール缶に係る再生資源の安定的引取り体制の整備を図ること。

③　消費者及び金属缶に充てんされた飲料を販売する事業者は、異物を混入しないで飲料用金属缶を排出するよう努めること。金属缶に充てんされた飲料を販売する事業者はその事業形態に応じ、店舗等における材質ごとの分別回収の促進により、また、消費者は事業者の取組への協力等を通じ、それぞれ飲料用金属缶の回収の促進に努めること。国及び地方公共団体は、これら回収を促進するよう普及・啓発を行うこと。

⒀　プラスチック

①　（略）

（新設）

②　使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の原料として利用することが可能であることにかんがみ、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業者は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造に当たって、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用の拡大に努めること。また、硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙（以下「塩化ビニル製建設資材」という。）を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者は、これらの分別回収を促進するため、材質表示を行うことに努めること。

⒁～⒇　（略）